

## みちのく村山農業協同組合 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、仕事と子育てを両立し仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような「行動計画」を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

### 2. 内容

**目標 1** 女子職員の育児休業取得率 80%以上を目標とし、職場復帰に向けた環境づくりをする。育児休業期間中の代替要員確保や職務分担制での体制づくりを行う。

#### 【対策】

令和3年4月～ 育児・介護休業法の給付金等、労働基準法に基づく産前、産後に関する諸制度の知識等を対象者となった職員に周知させる。

**目標 2** 年次有給休暇 6 日以上の取得を推奨する。特に小中学校生以下の子供をもつ家庭では、連続して休暇を取得させ、子供とふれあいの時間をつくれるようにする。

#### 【対策】

令和3年 4月 年次有給休暇 6 日以上の取得を全職員へ周知させる。

令和3年 12月 人事教育課で有給休暇の取得状況を確認、職員組合と調整し未取得職員には取得を促す。

**目標 3** ノー残業デーを実施するとともに、所定外労働時間の内容を検証し、働き方の見直しに資する多用な労働条件の整備をする。

#### 【対策】

令和3年 11月 11月から3月まで毎週2日以上実施する。ノー残業デーを周知するチラシを各職場の見える場所に貼る。

令和4年 3月 所定外労働時間の内容検証と業務内容の見直し検討する。